

議会だより

横小講堂の改築工事
一億四、四三四万七千円で
岩沢建設と契約を交す

六月定例会

町議会六月定例会は、去る十一日に招集され、会議は、十一、十三日に開催されました。
本議会には、議案七件、報告二件が提出され、審議の結果、各案件とともに原案どおり可決承認されました。
一般質問では、町の生活環境、各種公害問題にかかわる質問、応答がとりかわされました。
なお、過日、佐久間喜蔵議員が逝去されたことにより、空席となった議会副議長選挙が行なわれました。

▽国保税条例の一部改正

昭和四十九年度国保特別会計の大幅な伸びに伴って、国保税率等が次のように改正されました。

- 所得割(四六)百分の二・三
- 資産割(一四)百分の三・九
- 被保険者均等割額
(二八)二、八〇〇円
- 世帯別平等割額
(一一)四、五〇〇円

(一)内は賦課割合

前年中の所得額が一八万円以下の世帯の軽減額

- 被保険者割 一、一九〇円
- 世帯主 一、八六〇円
- 前年中の所得額が一八万円に被保険者(世帯主を除く)一人につき一一万円を加算した金額以下の世帯の軽減額
- 被保険者割 八〇〇円
- 世帯主 一、二四〇円

▽ねたきり老人・身障者介護手当支給条例の一部改正

ねたきり老人、同身障者の介護手当が、四月にさかのぼって、一か月二千五百円に増額されました。

▽横小講堂一億四千四百万円で契約締結

横芝小学校講堂改築工事の契約について、次のとおり議決されました。

- 契約事項 横芝小学校講堂二級改築並防音工事
- 契約金額 一億四、四三四万七千円
- 契約者 岩沢建設株式会社

▽グレーダー設置管理に関する条例制定

グレーダーの使用について規定するもの

▽専決処分の承認

印鑑登録、同証明書の交付などを本人以外の者が申請するとき「代理人選任届」でできるよう改正するもの(前号参照のこと)

▽一般職の職員の給与条例の一部改正

人事院勧告に基づいて、一般職職員の四十九年度分の給与改訂の一部を引き上げるもの

▽山武郡市視聴覚教材センター協議会規約の一部改正(略)

▽報告二件

大総地区共同利用施設工事(四十八年度)大総小学校防音改築工事(四十七年度)の予算支出を四十九年度に繰越すことにより、その計算書を報告するもの

臨時議会

五月八日

▽横芝町税条例の一部改正

昭和四十九年度住民税の算定にあたっての所得控除額等の引き上げをおこなうもの(前号参照)

▽横芝町中小企業振興融資資金貸付条例の制定

町内中小企業の振興を図ることを目的に融資制度にかかわる条例を制定するもの

▽議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

▽特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正

▽一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

三件とも、人事院の勧告に基づいて、昭和四十九年度に限り、期末手当を増額支給する措置を講ずるもの。

新しい電気料金制度のお知らせ

電気の使用料金が六月から変わりました。今回の改正で、従量電灯

- 乙(10A、20A、30A、40A、50A、60Aのいずれかの契約者)および従量電灯丙(六・V A以上契約者)の需要家には新しく三段階料金制度が採用されました。
- これは、一ヶ月の使用料を生活必需的な部分、平均的な部分、平均を超過する部分の三つに区分して、それぞれ原価に応じた単価を適用するものです。

■従量電灯乙

電気料金	
①基本料金	600円
②電力量料金	
最初の120KW hまで	12円×120KW h = 1,440円
次の80KW hまで	15円40銭×80KW h = 1,232円
200KW h超過分	16円90銭×(250KW h - 200KW h) = 845円
合計	1,440円 + 1,232円 + 845円 = 3,517円
③当該月電気料金	①+②
	600円 + 3,517円 = 4,117円

詳細については、東京電力東金営業所(電話)04755(4)〇一五一番にお問合せ下さい。

平均的な使用量部分として一KW時当り一五四〇銭となっています。

第三段階(二〇〇KW時以上)割高の料金単価で一KW時当り、一六四九〇銭を適用します。

以上のとおり、ご家庭の使用量に応じて料金計算を行ない、この使用料金に基本使用料が加算された電気料を納めていただくこととなります。

均を超過する部分の三つに区分して、それぞれ原価に応じた単価を適用するものです。

第一段階(一〇〜二〇KW時まで)生活必需的な使用量部分として一KW時当り一二二円の割安の料金単価になっています。

第二段階(二一〜二〇〇KW時まで)

平均的な使用量部分として一KW時当り一五四〇銭となっています。

第三段階(二〇〇KW時以上)割高の料金単価で一KW時当り、一六四九〇銭を適用します。

以上のとおり、ご家庭の使用量に応じて料金計算を行ない、この使用料金に基本使用料が加算された電気料を納めていただくこととなります。

均を超過する部分の三つに区分して、それぞれ原価に応じた単価を適用するものです。

第一段階(一〇〜二〇KW時まで)生活必需的な使用量部分として一KW時当り一二二円の割安の料金単価になっています。

第二段階(二一〜二〇〇KW時まで)

平均的な使用量部分として一KW時当り一五四〇銭となっています。

第三段階(二〇〇KW時以上)割高の料金単価で一KW時当り、一六四九〇銭を適用します。

以上のとおり、ご家庭の使用量に応じて料金計算を行ない、この使用料金に基本使用料が加算された電気料を納めていただくこととなります。

均を超過する部分の三つに区分して、それぞれ原価に応じた単価を適用するものです。

第一段階(一〇〜二〇KW時まで)生活必需的な使用量部分として一KW時当り一二二円の割安の料金単価になっています。

第二段階(二一〜二〇〇KW時まで)